

リース契約は、パーソナルコンピュータ、複写機等の事務機器の導入にあたり採用されているが、売買契約と比較すると、購入年度に多額の予算を必要としないこと、機器類の故障等に対応する保守契約も付加することが可能である等により増加している契約形態である。

リース契約は、通常メーカー又はレンタル会社が貸主となり1年以下の賃貸借契約であるレンタルに対し、リース会社が貸主となり、契約期間も機器類の一般的な法定耐用年数にそれぞれ準拠して、事務機器等の場合には4～5年程度の継続契約となることが通例である。

従前は、複数年継続して借りることを前提として、1年間のリース契約が反復締結されていたが、事務機器等については、平成14年度から債務員担行為を設定するとともに、複数年契約を締結している。

また、平成16年の地方自治法の改正により、長期継続契約の対象範囲が拡大され、リース契約については、翌年度以降にわたり物品の借り入れを行う契約であって、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、条例で定めるものとして長期継続契約の対象となることが可能となった。

本県では、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(平成17年条例第90号)を制定し、役務の提供と併せ、平成17年10月20日から長期継続契約として事務機器等のリース契約を締結している。

ただし、長期継続契約の場合においては、予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する旨の契約条件を付す必要が生じ、リース会社の事業者側としての立場で考えれば、そのことを危険負担としてどのように評価するかによって、契約額が高くなることの可能性も否定できないものと思われる。

(2) リース契約の契約方法等について

リース契約の契約方法については、設定した予定価格の金額等に応じ、一般競争入札、指名競争入札、見積合わせによる随意契約又は単独随意契約により、概ね適正に調達業務が執行されていた。

ただし、一部に過去のリース契約締結時において、県財務規則に定める物件の借入れの随意契約の上限額である80万円を超過する予定価格設定であるにもかかわらず、見積合わせによる随意契約としていたものがあった。

また、リース契約書の契約条件に、一部不備のある所属もあった。

次に、予定価格等の設定であるが、情報処理システム調達の場合、本県では情報政策課において、当初予算等編成時に各所属からシステム関連経費の積算書の提出を受け、機器等の物件価格、リース料率、保守料等について詳細な検証をしており、

経済性、効率性、有効性の確認がなされていると考えられる。

しかし、比較的低額なソフトウェア、印刷機等、単体導入された機器の場合については、事業者参考見積により、予算要求見積を行うとともに、予定価格の積算も行っている事例が複数あり、経済性の詳細な検証がなされているとは言えないものがあった。今後は、複数の事業者から参考見積を取集する等、検証を徹底されたい。また、近年、情報通信技術の専門知識を携わることが増加していることから、当該業務に係る情報・知識の共有化を図り、担当職員が経費の妥当性や仕様書の内容について一定の検証が行えるようにするため、職員が利用可能である山梨県グループウェアシステムの全庁キヤビネット中にある「情報システム構築・調達」内に格納されている資料類等のさらなる活用も必要である。

(3) リース期間の設定について

次に、リース期間の設定であるが、リース期間は機器類の一般的な法定耐用年数に準拠するなど合理的な基準に基づいて算定されるべきものであり、今回の監査対象所属では、合理的な理由があるものを除き、そのほとんどが当該法定耐用年数に準拠したリース期間を設定しており、概ね適正な期間設定であるといえる。

しかしながら、一部所属において、複数のデジタル印刷機のリース契約を締結していたが、それぞれのリース期間が相違する事例も散見された。今後は、期間設定についても確認を徹底されたい。

(4) リース期間満了時の取扱いについて

最後に、リース期間満了時の取扱いであるが、リース契約の更新時期を迎えたときに、対象物件である事務機器等の性能、耐用年数、経費節減等の観点から、全てを入替・更新する、一部を更新し一部を再リースする、又は、全てを再リースする等の選択肢について、各所属における検討の有無についての確認を行った。

今回対象としたリース契約では、所属担当者が契約内容の詳細を把握していない事例が複数見られた。事務機器等の場合には、通常4～5年程度の継続契約となることから、契約締結時の事務担当者が人事異動となり、後任者は支払い等の事務を例月処理している場合等がこの事例に該当する。

一般に、再リース契約時のリース料は、当初のリース料から設置調整経費等の初期導入費用及び保守料を控除したものに對し、平成19年3月以前に取得された減価償却資産の残存価格割合である100分の10を乗じたものになり、保守料については、当面は、当初の保守料と同額程度、機器の経年劣化が進行していると想定される場合は適増する場合が一般的である。

今回の監査対象で、再リース契約で保守契約が付加されているものについては、当初契約での保守料を捕捉していないため比較はできなかったものの、保守契約が

付加されていないものについては、再リース料が10分の1程度の額となっていたことから、概ね適正な契約額であるといえる。

また、リース契約締結時において、機器の物件価格等賃借料の内訳を入手すること、リース料積算の妥当性や、将来のリース契約満了時に再リースについて検討するとき、あるいは現契約期間中に機器等を増設する必要が生じたときにおいて積算根拠となることから、リース料、保守料及び導入時経費の明細が記載された内訳明細書については、入手することが必要である。

山梨県監査委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年三月十日

同	山梨県監査委員	興	水	策
同		中	込	元
同		岡	達	伸
同		大	澤	治
同		岡	軍	

1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

(1) 県が資本金等の4分の1以上を出資(出捐)している団体(以下「出資法人」という。)

関係法令を遵守し、出資(出捐)目的に沿って運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(以下「補助団体等」という。)

関係法令を遵守し、補助金等の交付目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(3) 公の施設の管理を行わせている団体(以下「指定管理者」という。)

関係法令を遵守し、施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の20団体を選定し監査を実施した。

監査対象団体	(出資法人)
山梨県土地開発公社	()
社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	()
財団法人 小佐野記念財団	()
財団法人 山梨県農業振興公社	()
財団法人 山梨県子牛育成協会	()
山梨県道路公社	()
財団法人 山梨県下水道公社	()
山梨県住宅供給公社	()
財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター	()
株式会社 山梨食肉流通センター	()
社会福祉法人 泉芽会	(補助団体等)
社会福祉法人 ありんこ	()
社団法人 山梨県歯科医師会	()
山梨県森林組合連合会	()
社団法人 山梨県トラツク協会	()
トラツク株式会社	()
株式会社 桔梗屋	(山梨県立富士湧水の里水族館 指定管理者)
富士観光開発・富士グリーンセンターグループ	(山梨県曽根丘陵公園)
合同会社 富士川・切り絵の森	(山梨県富士川クラフトパーク)
フメニク山梨(桂川)グループ	(山梨県桂川ウエルネスパーク)

3 監査実施期間

平成22年8月30日～平成22年11月12日

4 監査対象期間

平成21年度

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- (4) 意見
監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

7 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部で改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分毎の集計は次のとおりである。

(1) 指摘事項	0件
(2) 指導事項	25件
(3) 注意事項	20件
(4) 意見	9件

8 団体ごとの監査の結果及び意見

次のとおり

監査対象団体	山梨県土地開発公社		
所 管 部 局	企画県民部		
監査実施日	平成22年9月1日、2日、11月9日		
事業の概要	公共用地・公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。 (1) 公有地取得事業 県、市町村から委託を受けて、公園・道路・住宅・学校・その他公共施設等の用地取得、造成・管理及び処分を行う。 (2) 土地造成事業 県、市町村の計画に基づき、工業団地等の土地取得、造成・管理及び処分を行う。 (3) あっせん等事業 地方公共団体等の委託により土地の取得のあっせん等の業務を行う		
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率100.0%) [補助金] 山梨県土地開発公社経営再建支援補助金 200,000,000円 山梨県土地開発公社派遣職員人件費補助金 9,940,821円 [貸付金] 山梨県土地開発公社経営再建事業貸付金 8,445,000,000円 [債務保証] 公有地取得事業、土地造成事業 9,857,062,256円		
財務の状況	監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。		

貸借対照表 H22.3.31 現 (単位:円)

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
I 流動資産	3,346,566,319	I 流動負債	8,452,213,580
1 現金及び預金	286,394,590	1 未払金	3,533,606
2 事業未収金	1,029,668,474	2 短期借入金	8,445,000,000
3 貸倒引当金	△ 179,890	3 預り金	537,412
4 代行用地	164,470,000	4 引当金	3,142,562
5 完成土地等	1,866,213,145	(1) 質と引当金	3,142,562
II 固定資産	102,083,126	II 固定負債	2,166,676,742
1 投資その他の資産	601,400,688	1 長期借入金	2,062,258,256
(1) 投資有価証券	19,757,600	2 引当金	104,418,486
(2) 破産債権	581,643,088	(1) 退職給付引当金	104,418,486
2 貸倒引当金	△ 499,317,562	III 資本金	20,000,000
		1 基本財産	20,000,000
		IV 欠損金	△ 7,190,240,877
		1 前期繰越損失	△ 7,323,883,928
合計	3,448,649,445	2 当期利益	133,643,051
		合計	3,448,649,445

損益計算書 H21.4.1～H22.3.31 (単位:円)

費用の部		収益の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
I 事業原価	88,395,482	I 事業収益	83,470,592
1 公有地取得事業原価	68,791,898	1 公有地取得事業収益	68,799,604
2 関連施設整備事業原価	162,988	2 関連施設整備事業収益	162,988
3 あっせん等事業原価	19,440,596	3 あっせん等事業収益	14,508,000
II 販売費及び一般管理費	60,994,925	II 事業外収益	217,485,578
1 販売費及び一般管理費	60,994,925	1 受取利息	130,138
III 事業外費用	17,922,712	2 有価証券利息	240,800
1 支払利息	17,922,712	3 雑収益	217,114,640
IV 当期利益	133,643,051		
合計	300,956,170	合計	300,956,170

(注 記)
 * 固定資産のうち破産債権は山梨ビジネスパークの売却代金であり、貸倒引当金として4億9千万円余を計上
 * 流動負債のうち短期借入金8億4千5百万円は、経営再建事業資金
 * 固定負債のうち長期借入金は、2億6千2百万円余、支払利息は、1千7百万円余

監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項]
見 意	○米倉山造成地を平成20年度に県に売却したが、県へ移転登記していない土地が7筆あった。 ○納期限が到来しても回収されない長期の事業未収金があった。 ・大月分譲宅地売却代金 502,274,697円 ・月極駐車料金 過年度分 7件 179,890円 ○リース契約が終了し、無償で取得した車両が、固定資産として計上されていなかった。 ○消費税の簡易課税制度の適用を選択したが、平成20年度の消費税を一般課税方式により計算したことにより、未払金が過大計上となっていた。 <注意事項> 1件 公社の経営については、地方三公社の組織の一元化や県による米倉山造成地の取得等、改善に努めてきたが、地価の下落や公共事業の縮減による事業収益の減少等により、平成22年度に策定された改革プランにおいて、平成23年度以降新規事業は行わず、残務処理のみを行うこととし、公社は実質的に廃止することとされた。 米倉山造成地に係る公社の借入金の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等により債務の縮減をはかり、改革プランの着実な実施を図られたい。

